

# 中国の健康診断（健康診断管理暫定規定）

**注** 条件を満たさぬクリニックは違法。チラシやHP等の広告も禁止！！

## 健康診断管理暫定規定 [2009年09月01日から施行]

第四条 下記条件を満たしている医療機構は、健康診断の申請をすることができる。

- (一) 相対的に**独立した健康診断スペース及び待合室を具備しており、その建築総面積が400㎡以上あり、各独立した検査室の面積は6㎡以上**あること。
- (二) 登録診療科目は少なくとも内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、口腔科、放射線科及び医学検査科（検査試験科）を含んでいること。
- (三) 少なくとも2名以上の内科或いは外科の副教授（副研究員）以上の専門技術職資格を有する診療医師がおり、各臨床検査科室には1名以上の中級の専門職資格を有する医師がいること。
- (四) 少なくとも**10名以上の登録看護師**がいること等6項目